

八戸市旅館等建築審議会委員を募集します

八戸市では、「八戸市ラブホテル建築等規制条例」を平成17年2月1日から施行しております。それに伴い、八戸市旅館等建築審議会を設置して、条例の施行に関する重要事項を調査・審議することになっております。

今回、審議会委員の改選（11度目）にあたり、広く皆様の意見を反映させるため、委員の一部を市民の皆さまより公募いたします。

職務	旅館業の用に供する建築物の建築等をする場合に提出される届け出、及びラブホテルの建築等しようとする場合の同意の申し出について調査・審議します。
募集人員	1 人
任期	2 年 （令和8年2月中旬～令和10年2月中旬まで）
応募条件	○市内に住所のある人 ○青少年の健全な育成、旅館等の建築などについて知識、経験、関心のある人 ○市の附属機関の委員を3つ以上兼務していない人 ○当審議会の委員を推薦している団体に所属していない人
応募方法	○応募申込書に必要事項を記入し、建築の視点から考えたまちづくり、又は青少年の健全育成について日頃感じていること、若しくはこの条例の目的に対する意見・提案等（200字以上800字以内）を添えて、下記提出先まで郵送、FAXまたは直接お持ちください。 また、応募申込書の必要事項が記載されていれば、Eメールも可とします。 ○なお、応募申込書等は市庁本館・別館案内、南郷事務所、各市民サービスセンター、各地区公民館等に、また、八戸市ホームページからもダウンロードが可能です。
募集期間	令和7年 12月 10日（水）から 令和7年 12月 24日（水）まで（必着）
問合せ・提出先	八戸市 都市整備部 建築指導課 建築審査グループ（別館6階） 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 Tel：0178-43-9438 Fax：0178-41-2302 E-mail：kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

※詳細につきましては、添付の八戸市旅館等建築審議会委員公募実施要領をご覧ください。